

令和5年7月九州北部豪雨災害佐賀県義援金の第1次配分について

1 義援金の額

佐賀県、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県共同募金会に寄せられた令和5年7月九州北部豪雨災害佐賀県義援金を配分原資とする。

配分原資合計 19,745,493 円（令和5年8月17日時点）

2 配分対象・基準等

(1) 配分の対象地域

県内全域

(2) 被害対象

ア 人的被害 … 死者、重傷者(3か月以上)、重傷者(1か月以上3か月未満)

イ 住家被害 … 全壊、大規模半壊、半壊(中規模半壊を含む)、準半壊、準半壊に至らない一部損壊

(3) 配分単価比率

人的被害	死亡者		重傷者 (3か月以上)	重傷者 (1か月以上～3か月未満)	
	1		0.5	0.3	
住家被害	全壊	大規模半壊	半壊 (中規模半壊を含む)	準半壊	準半壊に至らない 一部損壊
	1	0.75	0.5	0.25	0.1

3 配分額

(1) 算定基礎額

(円)

人的被害	死亡者	重傷者 (3か月以上)		重傷者 (1か月以上～3か月未満)	
	1,138,068	569,034		341,420	
住家被害	全壊	大規模半壊	半壊 (中規模半壊を含む)	準半壊	準半壊に至らない 一部損壊
	1,138,068	853,551	569,034	284,517	113,806

(2) 第1次配分額市町一覧

(円)

佐賀市	5,348,906
唐津市	13,599,891
神埼市	796,646
合計	19,745,443

参考（被害件数）8月29日時点

（人、世帯）

人的被害	死亡者	重傷者 (3か月以上)		重傷者 (1か月以上～3か月未満)	
	3	0		0	
住家被害	全壊	大規模 半壊	半壊 (中規模半壊を含む)	準半壊	準半壊に至らない 一部損壊
	4	0	7	9	46

4 配分時期

- ・ 9月下旬を目途に、被災市町へ第1次配分を行う。
- ・ 第1次配分後は、義援金額を見ながら、順次、第2次以降の配分委員会を開催し、被災市町に対して追加配分を行う。